

公共用地の取得に伴う損失補償における転業等に必要となる期間について

○公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱：土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償基準の大綱を定めるもの(昭37閣議決定)(同要綱第1条)。

○損失補償の運用に当たっては、各中央省庁、独立行政法人、道路会社、電気事業連合会等で構成された「中央用地対策連絡協議会」において、要綱に基づき「公共用地の取得に伴う損失補償基準」、「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」等を定めている。

業種	営業廃止に伴う転業に通常必要とする期間(要綱第31条第1項第四号、第34条第1項第二号、第38条第1項第二号)	営業休止に係る補償期間(要綱第32条第1項第一号、第二号、第35条)	離職者に係る補償期間(要綱第46条)
営業(商工業等)	・基準第43条第四号 →2年以内(ただし被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合は3年(細則第26第6項))	→工事期間もしくは2～4ヶ月に準備期間を加えたもの(細則第27及び別表第四)	・基準第62条 →再就職に通常必要な期間とは、最長1年(55歳以上については1年とし、臨時雇用及び55歳未満の常雇については1年の範囲内)(細則第41第2)
農業	・基準第46条第二号 →3年以内(同細則第29第4項(一)) (一般に営業者が転業する場合より農業経営者が転業する場合の方が一層困難であると考えられるため)	→農業廃止の範囲内(細則第30第4)	→従前の賃金相当額の範囲内で妥当な額とは、労働を提供しないで所得があることを考慮すれば、従前の賃金相当額の80%程度とし、失業保険相当額を控除する。
漁業	・基準第50条第二号 →4年以内(細則第4(一)) (一般に営業者又は農業経営者が転業する場合より漁業経営者が転業する場合の方が一層困難であると考えられるため)	→漁業休止の範囲内(細則第34第5)	※従業員に直接補償

※「要綱」：公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭37閣議決定)

※「基準」：公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭37用地対策連絡会決定)

※「細則」：公共用地の取得に伴う損失補償基準細則(昭38用地対策連絡会決定)

(参考) 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱 条文

(営業廃止の補償)

第31条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一 免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格

二 機械器具等の資産、商品、仕掛品等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額

三 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当と認められる場合において従業員を継続して雇用する必要があるときにおける転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

四 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額(個人営業の場合においては、従前の所得相当額)

2 前項の場合において、解雇する従業員に対しては、第46条の規定による離職者補償を行なうものとし、事業主に対する退職手当補償は行なわないものとする。

(営業休止等の補償)

第32条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業を一時休止する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一 通常休業を必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額

二 通常休業を必要とする期間中の収益減(個人営業の場合においては、所得減)

三 休業することにより、又は店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意を喪失することによつて通常生ずる損失額(前号に掲げるものを除く。)

四 店舗等の移転の際における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額

2 営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められるときは、仮営業所の設置の費用、仮営業であるための収益減(個人営業の場合においては、所得減)等並びに前項第三号及び第四号に掲げる額を補償するものとする。

(農業廃止の補償)

第34条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常農業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一 農具等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額及び解雇予告手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

二 転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額(法人経営の場合においては、従前の収益相当額)

2 第31条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(農業休止の補償)

第35条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常農業を一時休止する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

- 一 通常農地を再取得するために必要とする期間中の固定的な経費等
- 二 通常農地を再取得するために必要とする期間中の所得減(法人経営の場合においては、収益減)

(漁業廃止の補償)

第38条 漁業権等の消滅又は制限に伴い通常漁業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一 漁具等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額及び解雇予告手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

二 転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額(法人経営の場合においては、従前の収益相当額)

2 第31条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(離職者補償)

第46条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い、土地等の権利者に雇用されている者が職を失う場合において、これらの者が再就職するまでの期間中所得を得ることができないと認められるときは、これらの者に対して、その者の請求により、再就職に通常必要とする期間中の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償することができるものとする。